

協議会の公開(案)

1 会議について

協議会の会議は、原則非公開とする。

2 会議で使用した資料について

(1) 取扱い

協議会の会議資料は、原則公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報を取り扱うものその他座長が非公開とすることを必要と認めたものについては、非公開とする。

(2) 公開方法

(社)衛星放送協会ホームページに掲載する。

3 議事録について

(1) 取扱い

議事要旨については原則公開する。

その際、発言者に確認の上で公開とするが、発言者の個人名などは公開しない。

(社)衛星放送協会は議事要旨を速やかに作成し、座長の承認を得て議事要旨を公表する。

協議会議事録は非公開とする。

(2) 公開方法

(社)衛星放送協会ホームページに掲載する。